

国内経済要録

◇昭和52年度一般会計補正予算案(第2次)および財政投融資計画の追加

政府は12月23日、昭和52年度一般会計補正予算案(第2次)および財政投融資計画の追加を閣議決定した。概要は次のとおり(第1次補正予算および財政投融資計画追加については、52年10月号「要録」を参照)。

(1) 一般会計補正予算(第2次)

イ. 補正規模は5,622億円と、第1次補正(2,701億円)を大幅に上回り、この結果、年度中の補正額合計は8,323億円と48、49年度に次ぐ規模となる。補正後予算規模は29兆3,466億円、前年度補正後比19.1%増。

ロ. 特徴点

- (イ) 景気対策、税收減額補てん等の必要から、国債依存度は34.0%へ上昇(第一次補正段階では29.9%)。
- (ロ) 53年度より翌年5月分収税を当該年度分歳入にとりこむことに伴い、年度経過後結果的に決算赤字が発生する懸念があることに備え、一般会計に資金をプールしておく決算調整資金制度を創設。
- (ハ) 公共事業に重点的に配慮。
- (ニ) 53年1～3月および53年度をひとつながりの予算対象期間として捉える、いわゆる「15ヵ月予算」の考え方にに基づき編成。

昭和52年度一般会計補正予算(第2次)

(単位・億円、△印はマイナス)

歳入の補正額		歳出の補正額	
歳入の追加額	15,222	歳出の追加額	5,868
公債金	13,660	公共事業費	3,664
租税(注1)	1,540	中小企業特別対策費	125
税外収入	22	国債整理基金特別会計繰入	79
		決算調整資金繰入	2,000
歳入の修正減少額	△9,600	歳出の修正減少額	△246
租税等(注2)	△9,600	既定経費の節減	△246
補正額計	5,622	補正額計	5,622

- (注) 1. 酒税、揮発油税、物品税等の増収。
 2. 源泉所得税、申告所得税、法人税、関税、印紙収入等の減収。
 3. 昭和52年度補正後予算規模は293,466億円(前年度246,502億円)、前年度補正後比伸び率は+19.1%(前年度同+18.3%)。

(2) 財政投融資計画の追加

追加額は2,814億円、今次追加額をあわせると52年度中追加総額は1兆3,878億円となり、今次追加後の財政投融資計画総額は13兆9,260億円、前年度追加後比22.3%増。

昭和52年度財政投融資計画の追加

(単位・億円)

	今次追加額
国立病院特別会計	36
特定土地改良工事特別会計	20
日本国有鉄道	650
年金福祉事業団	50
私学振興財団	50
農用地開発公団	7
森林開発公団	4
日本道路公団	48
首都高速道路公団	12
阪神高速道路公団	11
日本鉄道建設公団	90
新東京国際空港公団	40
水資源開発公団	2
地方公共団体	1,794
合計	2,814

- (注) 1. 昭和52年度財政投融資計画今次追加後規模は139,260億円(前年度113,893億円)、前年度追加後比伸び率は+22.3%(前年度同+6.4%)。
 2. 今次追加以前(11月28日)に、政府系3金融機関の年末融資わくとして3,700億円を追加済み。

◇昭和53年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案決定

政府は12月29日の閣議で、昭和53年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案を決定した(大蔵省原案の内示は23日)。その概要は次のとおり。

(1) 一般会計予算

イ. 予算規模は34兆2,950億円、昭和52年度当初予算比20.3%増(以下、52年度との比較は当初予算対比)。

ロ. 特徴点

(イ) 歳出を投資的部門と経常的部門に区分し、投資的経費については積極的に規模拡大を図る一方、経常的経費を極力圧縮し、経常的経費の特例公債依存度を一定限度内に抑えるという考え方を打出したこと。

- (ロ) 一般公共事業費(災害を除く)は、生活環境、住宅対策を中心に、前年度比34.5%増と昭和30年度以降では最高の伸び(36年度も同じ伸び率)。
- (ハ) 一般会計の地方交付税交付額は、国税3税の伸び悩みから前年度比16.8%増にとどまるが、交付税特別会計による地方への交付総額は、運用部借入による上積み交付もあって前年度比23.4%増。
- (ニ) 租税および印紙収入は、21兆4,500億円、前年度比17.6%増となるが、このなかには当該年度内に納税義務が発生し、翌年度5月中に収納される税収(主として3月決算法人税収)を当該年度歳入にとりこむ措置を講ずることによる増収分を含む。
- (ホ) 53年度の税制改正については、景気対策上設備投資減税および住宅ローン減税が織り込まれている一方、財源対策として酒税・有価証券取引税等の選択的増税や石油税創設が行われる。
- (ヘ) 上記(ニ)および(ホ)の結果、53年度の国債発行額は10兆9,850億円となり、国債依存度は32.0%(前年度当

初29.7%)となる。

(2) 財政投融资計画

- イ. 計画規模は、14兆8,876億円、前年度比18.7%増。
- ロ. 特徴点
 - (イ) 住宅金融公庫を含む事業部門へ重点的に配分した一方、開・輸銀等融資部門への配分を極力圧縮。
 - (ロ) 国債の資金運用部引受をとりやめ。
 - (ハ) 政府保証債発行額が1兆3,600億円と前年度(当初9,700億円)に比べ大幅に増額されるため、財政投融资計画原資に占める民間資金(政府保証債および政府保証付借入金)の割合が上昇(53年度9.2%、前年度7.8%)。

昭和53年度財政投融资計画

(単位・億円、%)

		53年度	52年度当初計画比増減(Δ)率	52年度の51年度比増減(Δ)率
原 資 内 訳	産投会計	307	Δ 54.9	Δ 3.4
	資金運用部資金	120,284	7.7	16.0
	うち郵便貯金	67,000	8.1	21.6
	厚生年金	26,500	Δ 5.4	12.4
	国民年金	0	—	—
	簡保資金	14,630	10.0	14.8
	(政府資金計)	(135,221)	(7.6)	(15.8)
訳	政府保証債	13,600	40.2	27.6
	政府保証借入	55	Δ 12.7	Δ 17.1
	合計	148,876	10.0	16.5
運 用 別 内 訳	住宅	36,766	20.8	26.1
	生活環境整備	22,137	20.5	9.0
	厚生福祉施設	4,862	18.0	5.9
	文教施設	7,029	33.0	2.1倍
	中小企業	23,922	14.0	19.2
	農林漁業	7,215	17.0	19.7
	(小計)	(101,931)	(19.4)	(21.6)
	国土保全・災害復旧	2,431	72.8	25.4
	道路	10,522	18.1	10.6
	運輸通信	16,107	24.7	6.5
地域開発	3,737	6.8	16.7	
(小計)	(32,797)	(22.7)	(10.0)	
基 幹 産 業 貿 易 ・ 経 済 協 力	基幹産業	4,083	17.6	15.9
	貿易・経済協力	10,065	2.4	13.2
	合計	148,876	18.7	18.1

昭和53年度一般会計予算案

(単位・億円、%)

		53年度	52年度当初予算比増減(Δ)率
歳 入	税収	214,500	17.6
	税外収入	18,473	7.1
	前年度剰余金受入	127	- 81.8
	公債	109,850	29.5
	うち建設公債	60,500	36.6
	特例公債	49,350	21.9
合計	342,950	20.3	
歳 出	社会保障関係費	67,811	19.1
	文教科学振興費	38,516	14.7
	国債費	32,227	37.2
	恩給関係費	13,291	14.4
	地方交付税	53,968	16.8
	臨時特例交付金	2,251	44.6
	防衛関係費	19,010	12.4
	公共事業関係費	54,501	27.3
	うち一般公共	51,835	34.5
	経済協力費	2,634	22.1
	中小企業対策費	2,057	19.0
	エネルギー対策費	2,730	2.3倍
	食糧管理費	8,426	1.7
	公共事業等予備費	2,000	皆増
	予備費	3,000	4.7
その他とも合計	342,950	20.3	

◇昭和53年度政府経済見通し

政府は12月21日、「昭和53年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。このうち経済見通しの主要指標は下表のとおり。

◇昭和53年度地方債計画

政府は12月29日、昭和53年度地方債計画を閣議了承した。その概要は次のとおり。

(1) 起債計画総額は、6兆2,197億円、昭和52年度当初計画比23.0%増。

(2) 特色

1. 地方財源の不足額3兆500億円の補てん措置の一環として、1兆3,500億円を建設地方債によって措置する。
2. 現下の経済情勢にかんがみ、昭和52年度に引続き、公共事業等、特に地方単独事業の円滑な実施を図るため、地方債わくを増額するとともに、その内容を充実する。
3. 地方債資金の充実(付表参照)
 - イ. 政府資金を2兆4,445億円(対前年度当初計画比

32%増)、公営公庫資金を8,927億円(対前年度当初計画比31%増)確保する等により地方債資金の円滑な調達をはかる。

ロ. 公営企業金融公庫の融資対象事業として、普通会計に属する臨時地方道整備事業債、臨時河川等整備事業債および臨時高等学校整備事業債の3事業を加える。

ハ. 地方財源の不足に対処するために一般の市町村が発行するいわゆる財源対策債については、原則として全額政府資金を充当する。

ニ. 地方債計画総額の60%までは政府資金並みの金利となるよう、この差額について金利差に相当する臨時地方特例交付金を交付税特別会計に繰入れる。

4. 昭和53年度から、地域総合整備事業、自然災害防止事業、臨時高等学校整備事業、臨時河川等整備事業および臨時地方道整備事業の5事業を新たに起債対象事業に追加する。

主 要 経 済 指 標

(△印は赤字)

	単 位	51 年 度 (実 績)	52 年 度 (実績見込み)	53 年 度 (見通し)	52年度(%) 51年度	53年度(%) 52年度	
国民総生産 (実質対前年度比)	億 円	1,692,084	1,880,000	2,106,000	111.1 105.3	112.0 107.0	
個人消費支出	億 円	961,729	1,071,500	1,198,500	111.4	111.9	
民間住宅	〃	122,835	132,000	150,000	107.5	113.6	
民間企業設備	〃	226,771	233,500	256,500	103.0	109.9	
民間在庫品増加	〃	29,611	30,500	38,000	103.0	124.6	
鉱工業生産指数	昭和45年=100	127.3	130.6	139.5	102.6	106.8	
卸売物価指数	昭和45年=100	167.3	168.3	172.9	100.6(99.4)	102.7	
消費者物価指数	昭和50年=100	111.8	120.3	128.5	107.6(106.9)	106.8	
国 際 収 支	経常収支	10億ドル	4.7	10.0	6.0	—	—
	貿易収支	〃	11.1	16.5	13.5	—	—
	輸 出	〃	69.4	79.5	85.0	115	107
	輸 入	〃	58.2	63.0	71.5	108	113
	貿易外収支	〃	△ 6.1	△ 6.5	△ 7.5	—	—
	移転収支	〃	△ 0.4	△ 5.0	△ 7.0	—	—
	長期資本収支	〃	△ 1.6	△ 5.0	△ 7.0	—	—
基礎的収支	〃	3.1	5.0	1.0	—	—	
通関輸出	10億ドル	70.6	81.0	86.5	115	107	
通関輸入	〃	67.3	72.0	81.0	107	113	

(注) 卸売物価指数および消費者物価指数のカッコ内は年度中上昇率。

◇当面の地方財政運営に関する自治省通達

自治省は12月28日、国の第2次補正予算編成に伴い、地方公共団体においても対応措置を講ずること等を要請した自治事務次官通達(「当面の財政運営について」)を、各都道府県知事宛に発出した。

今次通達の概要は次のとおり。

1. 国の第2次補正予算に伴う公共事業については、補正の趣旨にかんがみ可及的速やかに予算化を図るとともに、その年度内消化に努めること。
2. 地方単独事業については、500億円の追加が行われるが、これについても上記1.と同様の措置を講ずること。
3. 上記1.および2.に伴う地方公共団体負担については、地方債により対処するものであること。
4. 第2次補正予算においては地方交付税対象税目である国税三税が6,370億円減額されるが、地方交付税については、地方財政の状況にかんがみ、これを減額しないものであること。

5. 法人関係地方税の減収額が多額にのぼる地方公共団体については、年度末において地方債の弾力的運用により所要の措置を講ずる予定であること。

6. 管下市区町村に対しても、上記の旨を通知し、趣旨の徹底を図ること。

◇教育ローンの実施

都市銀行、地方銀行、信託銀行、相互銀行および信用金庫は、教育ローンを実施する旨発表した(発表日は業界により区々、都市銀行は12月6日)。都市銀行についてその内容をみると次のとおり。

都市銀行の教育ローン

融資対象者	高校以上の学校に入学ないし在学する子弟の保護者
借入資格	所定の融資および保証基準を満たし、かつ団体信用生命保険加入適格の者
資金使途	入学金、授業料等学校に納付を要する学費
貸付限度額	300万円。ただし、借主年収の50%以内
貸付方法	一括融資。ただし、300万円の範囲内で追加融資は行う
貸付期間	1年以上5年以内
返済方法	毎月元利均等返済、ボーナス時増額返済可。6か月以内の元金据置可
金利・保証料	金利年8.16%、保証料年0.72%
担保・保証人	不要
債権保全策等	各行それぞれ系列の信用保証会社による保証を付保。団体信用生命保険を付保
取扱開始	53年2月

昭和53年度地方債計画

(単位・億円、%)

	53年度	52年度当初計画比		52年度の51年度比増減(Δ)率
		増減(Δ)額	増減(Δ)率	
一般会計債	36,233	9,052	33.3	24.0
うち一般公共事業	11,366	2,859	33.6	28.9
公営住宅建設事業	4,509	474	11.7	21.1
災害復旧事業	690 [△]	216 [△]	23.8	20.6
義務教育施設整備事業	5,588	1,257	29.0	52.0
産業廃棄物処理事業	20	0	0	—
一般単独事業	10,297	4,568	79.7	20.8
準公営企業債	9,685	1,755	22.1	19.5
うち下水道事業	6,950	1,785	34.6	29.2
地域開発事業	2,435	70	3.0	7.1
公営企業債	10,795	4	0	1.0
うち上水道事業	6,650 [△]	500 [△]	7.0	—
都市高速鉄道事業	2,650	400	17.8	8.2
特別地方債	6,227	21	0.3	9.6
うち厚生福祉施設整備事業	1,410	310	28.2	6.6
一般廃棄物処理事業	2,077	362	21.1	20.4
その他とも計	62,197	11,635	23.0	5.3
資金区分				
政府資金	24,445	5,945	32.1	30.3
公営公庫資金	8,927	2,111	31.0	16.9
民間等資金	28,825	3,579	14.2	9.8
うち市場、公	6,300	1,800	40.0	16.9
募故	22,525	1,779	8.6	14.0

◇基準外国為替相場の改正

大蔵省は、基準外国為替相場(従来は、アメリカ合衆国通貨1ドルにつき308円)を次のように改め、昭和53年1月1日から適用する旨告示した(12月17日)。同時に、裁定外国為替相場も基準外国為替相場に準じて算定されることとなった。

今次改正の内容は次のとおり。

- (1) 毎年2回改正し、大蔵大臣が日本銀行本店において

公示する。

(2) 当該年の1月1日から6月30日までの間については前年6月1日から12月31日までの、7月1日から12月31日までの間については前年12月1日から当該年5月31日までの、それぞれの実勢相場(東京インターバンク市場における直物中心相場)の平均値を基準外国為替相場とする。

なお、以上の改正により昭和53年1月1日から6月30日までの間の基準外国為替相場は262円となる。

◇日本輸出入銀行の緊急輸入外貨貸付制度

大蔵省は、最近の国際収支の状況にかんがみ、緊急輸

入を促進するため、下記の要領で、日本輸出入銀行が外国為替資金特別会計から借入れた外貨を原資として、重要物資の緊急輸入を行う者に対し外貨貸付を行う旨発表した(12月16日)。

貸付金利	外国為替資金特別会計からの外貨借入金利に0.25%を加えた利率
融資期間	6か月以上3年以内
融資比率	原則として日本輸出入銀行による単独融資
融資承諾期間	昭和52年12月20日から昭和53年6月19日までの期間